



VOL.63

トクちゃん新聞

5月号

3月決算作業
真っ最中!平成24年5月8日
徳野会計事務所〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階

TEL: 06-6809-2205

FAX: 06-6809-2206

URL: http://www.ft-tax.com/



↑カチカチ山 山頂から

●息子が3歳の時、義父に「じいじ、カチカチ山ってどこにあるん？」と童話の舞台について質問。河口湖畔にあるということがわかり、孫とじいじとで、「一緒に行こな」と約束が出来たそうです。ところがその約束を果たす前に、義父が亡くなってしまい、その遺志を引き継いだ義母が「カチカチ山に行つとかな、うち、死んでも死にきれん・・・」ということで、先月行ってまいりました～。**富士山を見るのに最高**でした。天気にも恵まれよい旅となりました

●4月13日に京都南禅寺近くで勉強会があり参加してきましたのですが、桜がちょうど見頃ということもあってか、**外国人観光客が多いこと多いこと!**河口湖に行った時も外国人観光客が多く、「シャッター押して」というのを外国人から頼まれたり頼んだり(もちろん言葉ではなく、お互い**身振り手振り**ですけど・・・)。原発事故の影響は**観光の面では薄まってきた**のかな?と感じました。

●4月12日は父の命日。亡くなって21年。早いもんですね。先日、尊敬する方が亡くなってしまいました。担当:徳野
父親が亡くなってから、気付いていたはずでしたが、今回も「**もっとイロイロ教えておいてもらう**
やった・・・」と後悔。**後悔ばかり**しているような気もしますが、**ネジ巻き直して、今月も頑張ります!**



◆税務情報 定率法償却率の改正

担当:福田



減価償却費を計算するための**定率法償却率**が平成24年4月1日から引き下げになっています。これにより**償却費の額が少なくなります**。この改正は法人税率の引き下げ改正に対して、**税込確保のため課税所得額を拡大させたい**との狙いで改正されています。

(1)適用:平成24年4月1日以後取得分の有形固定資産について適用

(2)内容:定率法償却率が**定額法償却率を2.5倍した250%償却率**から**2.0倍の200%償却率**へ変更されます
例:法定耐用年数5年200万円の車両の場合
・改正前200万×0.5(定額法償却率0.2×250%)=100万償却できる
・改正後200万×0.4(定額法償却率0.2×200%)=80万しか償却できない



(3)経過措置:

- ①平成19年4月1日～平成24年3月31日の取得分についても200%償却率を適用することが可能です。(償却限度額を下げたい方。)
- ②原則は平成24年4月1日以後取得分からの適用ですが、4月1日以後最初に開始する事業年度以後取得分からの適用に変更が可能です。(例:平成24年12月末決算の場合、12月末までは250%償却率を適用し平成25年1月1日以後取得分から200%償却率を適用。)

※なお会計ソフトで償却費を計算されている方はバージョンアップが必要になります。

弥生の場合、弥生会計12. ver. 18. 1. 1以降が税制改正対応版となります。

上記経過措置①については税務署へ届出が必要です。詳しくは担当者までお問い合わせください。



◆書籍紹介 10年後に食える仕事 食えない仕事

担当:杉山



今回は前回で紹介した③**ジャパンプレミアム**④**グローカル**について詳しく考えてみたいと思います。

③**ジャパンプレミアム**「日本人らしさで生き抜く」

日本人同士であるがゆえの**深い信用とコミュニケーションのしやすさ**を活かしての単価の高い商品を扱う営業、管理業(保険、不動産、人材紹介等)、**日本の独自のカルチャー**に深く関連した職業(ホテルマン、造園師等)

④**グローカル**「日本市場のプロとして」

日本人メリットを活かしつつホワイトカラーとして**高付加価値なスキル**を身に付けて外国人労働者からの高い参入障壁を築くエリアです。

我々の業界(税理士)はというと、税務当局との折衝が多いのですが裁判官等と同様、税務署の職員は日本国籍を持つ日本人です。

つまり、日本国内で営業活動する以上、税務の実務を担当する仕事は税理士事務所、社内の税務担当部署は日本人の仕事として残ると書いてありました。

しかしどんな業種もそうですが同業者間の競争も激しく国内での生き残りは大変です。


書籍名:10年後に食える仕事食えない仕事 著者:渡邊 正裕 出版社:東洋経済新報社




◆税務スケジュール(5月)

5月	申告・納税	その他
10日 (木)	・4月分の源泉所得税・住民税の納付	・住民税の特別徴収税額の通知 6月分より住民税徴収税額が変更になります
31日 (木)	・法人税・消費税の確定申告・納税(3月決算)	・自動車税の納付(都道府県)
	・法人税・消費税の予定申告・納税(9月決算)	・軽自動車税の納付(市区町村)
	・消費税の3ヶ月ごとの中間申告(6月・9月・12月決算)	・4月分社会保険料の納付



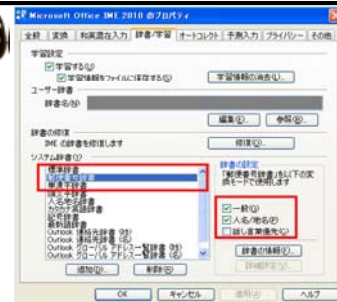
担当:岡村 

◆郵便番号で住所入力


担当:岡村 

住所を入力する場合、郵便番号が地名に変換されるをご存知でしょうか。
ワードでもエクセルはもちろん、パソコンで文字入力する箇所などでも可能です。

- ①郵便番号を入力する。(例:530-0041)
 - ②スペースキー、または変換キーを押すと変換候補の中に「住所に変換」がありますので、その部分をクリックする。
 - ③候補の中に住所が表示されますので、その住所を選択すると変換できます。
- ※言語バーの「ツール」をクリックしてプロパティを表示。「辞書/学習」タブの中にあるシステム辞書の中から「郵便番号辞書」を選択し、辞書の設定の「一般」と「人名/地名」にチェックすれば、②の部分が省略され、変換キーで住所が表示されます。(右図参照)



◆機械等を取得した場合の税額控除と特別償却

担当:池田 

中小企業投資促進税制は、**娯楽業、風俗営業等を除くほぼ全業種を対象**に中小企業者等が一定の設備投資やIT投資等を行った場合に、**税額控除(7%)**または**特別償却(30%)**の**選択適用**を認める措置で平成24年度税制改正で追加、見直しを行った上で、その適用期限が26年3月末まで2年間延長されました。

- 対象事業者 **資本金1億円以下の中小企業者等(個人事業者も含みます)**
- 対象設備

①機械・装置	1台160万円以上、
②器具・備品	・電子計算機 :複数台の合計で120万円以上
	・デジタル複合機 :1台160万円以上
	・測定、検査工具及び試験、測定機器 :1台30万円以上かつ複数台の合計120万円以上
③ソフトウェア	複数基の合計で70万円以上
④貨物自動車	車両総重量3.5トン以上
⑤内航船舶	取得価額の75%

(注)器具・備品、ソフトウェアは一定のものに限られます。




これらの設備等を取得した場合には、特別償却30%または税額控除7%を選択適用できますが、**税額控除は、法人の場合、資本金3000万円以下に限ること**とされています。
どちらか選択できる場合には、特別な状況を除いて税額控除を適用するほうが有利なことが多いようです。



上記に該当しそうな設備投資等を計画、予定されている場合には、事前に弊社または担当者にご相談ください。

◆我が家

担当:岡村 

私が部屋の片付けをしているところで、娘(高1)が「何か手伝うことある?」
と言いながら私の背中に乗ってこようとするが、上手く乗れない。
(当たり前やん、私動き回ってるし...)
それを見ていた息子(中3)。
「姉ちゃん、下手やなあ。見ときや!」と、私の背中に飛び乗ってきた。
(マジ...新学期の身体測定で身長170って言ってたやん(-;-))
また、上手く乗るんだけど、重い...(>_<)
それを参考に娘が再挑戦。
「お母さん!乗るからジツとしといて!」
(なんでやねん...)
さすがに何度もチャレンジしてたので、今度は上手く乗れた。
(息子よりも軽い、平気平気)
「あなたの方が軽いから大丈夫やわ」
それを見てた主人。
「そんじゃ、オレは~?」
(アホか...君何キロあるのよ...)
と思ったとたん
腰が... 重い...
週末の我が家の様子。
まだまだ体力勝負、もう少し頑張ります。



◆税務クイズ

担当:赤松

Q1. オバマ大統領が平成24年1月の演説で提案し、同年4月に共和党の反対で否決された**富裕層向け課税の増税案**。「私たち富裕層に課税強化を」の考え方で知られる**米著名投資家の名前をとって通称**何と呼ばれている?

A.ジョブズ税 B.ロックフェラー税 C.バフェット税

Q2. 税務署から送付又は交付された**バーコード付納付書**を使用して**コンビニエンスストアで納付**することができるのは納付税額が何万円以下の場合?

A.10万円 B.30万円 C.50万円

A1. **C. バフェット税**

アメリカの著名投資家・経営者**ウォーレン・バフェット氏**に由来します。同氏は平成24年4月にがんを公表。公表を受けて同社の株は1.5%下落しています。

A2. **B. 30万円**

確定した税額について納税者から税務署にバーコード付納付書の発行依頼があった場合に、**納付税額が30万円以下なら全税目について発行**されます。

